

## 公 告

令和8年度 米国における福井県観光営業代行業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年3月26日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 目的

現地の旅行動向等に関する情報を収集するとともに、現地旅行会社やメディア等に対して福井県の観光資源に関する情報の提供、セールス及びプロモーション活動を実施するとともに、米国の訪日旅行検討層をターゲットとしたプロモーション活動を実施することで、米国から福井県への誘客促進を図る。

### 2 企画提案書の提出を求める事項

#### (1) 業務の名称

米国における福井県観光営業代行業務

#### (2) 業務の内容

別添「米国における福井県観光営業代行業務仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限額（消費税等諸税を含む）

6,900,000円

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 参加資格

次の要件を満たす者であること。

(1) 日本において法人格を有していること。

(2) 米国に支社や支店、パートナー企業を有しているなど、現地で適切に業務を遂行できる実施体制を有していること。

(3) 日本語および米国で主に話されている言語（英語）により業務上の交渉が可能な語学力を有すること。また、英語に翻訳できる能力を有すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(5) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(6) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(7) 応募資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(8) 仕様書に記載している業務に精通し、類似の業務実績を有すること。

(9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(10) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

#### 4 スケジュール

本募集等にかかるスケジュールは次のとおり。

内容	日付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	3月26日（木）	—	—
質問票提出期限	4月1日（水）	様式4	電子メール
参加申込書提出期限	4月6日（月）	様式1、様式2	電子メール
企画提案書提出期限	4月13日（月）	様式3	電子メール
企画提案審査会	4月14日（火）～17日（金）	—	—

#### 5 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

##### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式1）
- イ 応募資格誓約書（様式2）  
複数の事業者が共同で参加する場合、代表するものを定め、そのものが提出すること
- ウ 米国に支社や支店、パートナー企業を有していることを示す書類（任意様式）
- エ 福井県競争入札参加資格決定通知書の写し  
競争入札参加資格を保有していない場合は、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したもの）の写し、または受付確認メールの写し（電子申請システムで行った場合）
- オ 過去2年以内の類似事業の契約書等の写し

##### (2) 受付期間

令和8年4月6日（月）17時まで（日本時間）

##### (3) 提出方法

下記（4）あてに電子メールで送付すること。なお、参加申込書を提出された事業者に対して受理した旨の電子メールをするため、提出後に連絡がない場合は電話で確認をとること。

##### (4) 送付先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：木下  
電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

## 6 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年4月7日（火）までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

## 7 企画提案書の提出手続

### (1) 提出書類

提出書類	部数
企画提案書（A4サイズ※縦横は問わない。） ・企画提案書の鑑（様式3） ・提案者の概要（組織体制、事業内容等） ・企画提案内容 ※10（2）評価項目および仕様書に沿って作成。	1部
経費見積書 ・内訳および見積総額 ※不課税取引（海外で発生する業務は税込表記のみ）と課税取引を分けて記載すること。 ※円建てで作成すること。為替変動による契約金額の変更は行わない。 ※人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含めること。	1部

### (2) 提出部数

PDFデータを下記（4）あてに電子メールで提出すること。データ容量が10MBを超える場合は、提出方法について福井県インバウンド交流課に確認を行うこと。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。

### (3) 提出期限

令和8年4月13日（月）17時（日本時間）

### (4) 提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 木下  
電子メール：[inbound@pref.fukui.lg.jp](mailto:inbound@pref.fukui.lg.jp)

## 8 企画提案書の提出辞退

参加資格の認定手続き等に要する書類の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること（電子メール）。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。

## 9 公告業務に関する質問事項

### (1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問票（様式4）により、令和8年4月1日（水）17時（日本時間）までに電子メールで提出すること。

### (2) 提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 木下  
電子メール：[inbound@pref.fukui.lg.jp](mailto:inbound@pref.fukui.lg.jp)

### (3) 回答予定日

令和8年4月2日（木）17時（日本時間）

※質問事項が多数ある場合は、別途電子メールで新たな回答日を通知する。

#### (4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して電子メールで回答する。

### 1.0 企画提案書等の審査および結果の公表

#### (1) 審査方法

企画提案書および見積書（以下、「企画提案書等」という。）について次の審査を書面にて行い、契約予定者を決定する。

#### (2) 評価項目

##### ア 執行体制等

- ・旅行、観光業務全般および現地の旅行、観光業界、メディア等に精通しているか（知識、経験）
- ・福井県の意向を汲み、誠実に対応できる法人か
- ・業務を効果的・効率的に遂行できる体制ができているか（事務能力・執行体制）
- ・同種業務を行った実績があり、十分な成果を収めているか
- ・市場における情報収集等を踏まえ、福井県のプロモーション事業に対する効果的な助言が期待できるか

##### イ 企画提案内容

- ・仕様書記載の業務内容を十分に理解し、営業代行設置の目的と市場の特性を踏まえた提案内容となっているか（業務内容全体）
- ・旅行会社やメディア等とネットワークを有し、福井県への送客に向けた積極的な働きかけが期待できるか
- ・現地旅行会社の商品造成や現地メディアの掲載が期待できる具体性があるか。
- ・米国の旅行検討層に向けた効果的な提案があるか

##### ウ 現地でのサポート体制

- ・商談会、展示会でのサポートや、その後のフォローアップ、県内事業者からの問い合わせ等に対応できるか

##### エ 招聘旅行

- ・招聘旅行の行程などは本県の魅力を伝えるにあたり効果的か
- ・上記が実施できない場合の代替え事業の内容および効果

##### オ その他、仕様書で求める事柄以外の特筆すべき事項はあるか

##### カ 見積

- ・見積は提案価格、経費内訳それぞれ妥当性があるか

#### (3) ヒアリング

必要と認めるときは、電話およびウェブ面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

#### (4) 契約予定者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を契約予定者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

#### (5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合

イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合

ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

## 1.1 契約方法等

次の手順による。

- (1) 企画提案者は、企画提案書等を提出する。
- (2) 福井県は企画提案書等の内容を書面審査した上で契約予定者を決定する。
- (3) 契約予定者と福井県との間で、企画提案書等を踏まえて委託内容や経費等について再度調整を行う。
- (4) 契約予定者は、(3)の調整結果に基づき、福井県が指定する期日までに契約に向けた見積書を提出する。
- (5) 見積書の内容を精査の上、福井県と契約予定者間で随意契約により契約を締結する。

## 1.2 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる。

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- (3) 受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- (4) 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

## 1.3 その他

- (1) 参加に際して必要となる経費はすべて企画提案者の負担とする。
- (2) 書類等の作成および契約に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。なお、為替変動による契約金額の変更は行わない。
- (3) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。

## 1.4 本件の問合せ先

〒910-0005

福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階  
福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：木下  
電話：0776-20-0699  
電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

## 1.5 様式等の掲載

福井県ホームページ（<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/usasalesrep.html>）からダウンロードすることができる。